



監査報告書

平成30年5月15日

学校法人 大村文化学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 大村文化学園
監事 中島 彰彦 

学校法人 大村文化学園
監事 辻田 晶 

私たち監事は、平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における学校法人大村文化学園の業務および財産の状況について、私立学校法第37条第3項および寄附行為15条の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の概要

私たち監事は、理事会および評議員会に出席したほか、理事等から業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、学校法人および学校法人の設置する大村美容ファッション専門学校においての業務と財産状況を調査しました。

また、会計帳簿等の調査をおこない、財産目録、貸借対照表、収支計算書ならびに収益事業に関する計算書類につき、検討を加えました。

2. 監査の結果

(1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、財産目録、貸借対照表、収支計算書および収益事業に係る計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(2) 財産目録は、法令および寄附行為に従い、記載されたすべての事項が事実に基づいており、財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 貸借対照表および収支計算書は、学校法人会計基準に準拠して経営状況および財政状況を正しく示しており、また収益事業に係る計算書類は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財政状況および経営成績を正しく示しているものと認めます。

(4) 所轄庁または理事会および評議員会に報告すべき学校法人の業務および財産に関して、不正な行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。